

## 今治市多文化共生推進プラン(案)に対する意見募集の結果について

- (1)意見の募集期間 令和8年1月13日(火曜日)～令和8年2月24日(火曜日)
- (2)提出者数 19名
- (3)提出意見数 62件

※いただいたご意見は、ご本人を特定されないよう、その概要を公開しています。また、同じ趣旨のご意見に関しましては、まとめて表記しています。

No	関連箇所	意見の概要	本市の考え方	修正	修正前	修正後
1	P4	今治市は造船のまちで、昔から外国人が多い。なぜ今多文化共生推進プランなのか。	本市は造船業をはじめとする産業を背景に、古くから外国人と共に歩んできたまちであり、地域の中で自然な交流が積み重ねられてきました。一方で、近年は外国人住民の国籍や在留資格、生活スタイルが多様化し、地域での暮らしや関わり方も変化しています。こうした中、これまでの経験や取組を土台としつつ、外国人住民と日本人住民の双方が、より安心して暮らし続けるための共通の考え方や施策の方向性を、あらためて整理し、共有する必要が生じてきました。本プランは、外国人住民を新たに増やすことを目的とするものではなく、すでに地域で共に生活する人々が、互いを理解し、支え合いながら暮らせる環境を整えるための指針として策定するものです。これまで築いてきた本市の共生の歴史を継承しつつ、時代の変化に対応した「秩序ある共生社会」の実現を目指してまいります。	無	-	-
2	P4	計画策定の背景や必要性について、市民への説明が不足している。身近なところでの説明や丁寧な周知を行うべき。(同様6件)	本市では、多文化共生の推進に向け、担当組織の設置以降、関係機関・団体へのヒアリングやアンケート調査の実施などを通じて、地域の実情や課題の把握に継続的に取り組んでまいりました。また、本プラン(案)の策定にあたっては、市民委員の皆さまからなる「今治市多文化共生推進プラン検討懇話会」を設置し、多様な立場や視点からのご意見を丁寧にお伺いしながら、慎重に検討を重ねてきたところです。さらに、市民団体等の会合において機会を捉えてプランの趣旨や内容について説明を行うとともに、市議会においても、本プランについて答弁を行い、考え方や取組状況について説明してまいりました。一方で、ご指摘のとおり、これらの取組が必ずしも十分に市民の皆さまへ行き届いていなかった点については、真摯に受け止めております。今後は、本プランに基づき、より多くの市民の皆さまに内容をご理解いただけるよう、地域における出前講座の実施や広報媒体を活用した分かりやすい情報発信に一層努めてまいります。	無	-	-

※いただいたご意見は、ご本人を特定されないよう、その概要を公開しています。また、同じ趣旨のご意見に関しましては、まとめて表記しています。

No	関連箇所	意見の概要	本市の考え方	修正	修正前	修正後
3	P4	「JICAアフリカ・ホームタウン」について盛り込むべき。(同様1件)	「JICAアフリカ・ホームタウン」は、国際理解や相互交流の促進を目的としたものであり、SNS等で一部に流布されたような、移民政策の推進や特別な在留資格の付与を目的とする取組ではございません。しかしながら、事実とは異なる情報が拡散したことにより、市民の皆さまに不安や誤解を招く結果となったことについては、重く受け止めております。本件については、個別の事業であることに加え、主催者であるJICAにおいて既に事業の撤回が公表されていることから、本プランへの追記は行わないこととしております。一方で、市民の皆さまに不安や混乱が生じた事実を踏まえ、今後は、事業の趣旨や内容について、より丁寧で分かりやすい情報提供に努めるとともに、誤解が生じた場合には、適切かつ速やかな説明を行ってまいります。本件に限らず、個別の事業や取組に関しては、その内容や影響を踏まえながら、施策の中で適宜対応し、市民の皆さまの理解と安心の確保に努めてまいります。	無	-	-
4	P4、P25-27	外国人受入が先行し、生活基盤整備や地域の合意形成が後回しになっているように感じる。	外国人労働者の受入れ総数や制度の構築に関する責任は、政府にあります。ご指摘のとおり、これまでの政府の受入れ方針が場当たりのであったことは否定できません。本来、外国人住民の増加に対応した生活基盤の整備を進める責任も政府にあることから、今後は一時的・対症的な対応にとどまることなく、全国どこにおいても秩序ある外国人との共生社会が実現されるよう、全国市長会の場などを通じて国に対し要請してまいります。	無	-	-
5	P4-5、P25-27、P39、P58	多文化共生施策に関する責任の所在が不明確ではないか。将来的に外国人住民が増え続けた場合の対策が示されていない。(同様3件)	本プランは、計画期間を5年間とするものであり、将来的に外国人住民が増加した場合の本市の長期的なまちの姿を示すものではありません。あくまで、当該5年間における本市の多文化共生施策の方向性を示すものです。外国人受入施策に関する最終的な責任は、国民の安全と秩序ある社会の維持を担う日本国政府にあります。本市が進めようとしている多文化共生施策は、政府の外国人労働者受入施策に起因して地域に生じ得る混乱を未然に防ぐことを目的としたものであり、外国人受入そのものに関する責任の所在が市にあるものではありません。	無	-	-

※いただいたご意見は、ご本人を特定されないよう、その概要を公開しています。また、同じ趣旨のご意見に関しましては、まとめて表記しています。

No	関連箇所	意見の概要	本市の考え方	修正	修正前	修正後
6	P5、P15、P18、P25-27	地域の受入人数の制限を設けるべき。将来像が見えない。(同様4件)	在留資格の付与や外国人の受入人数の管理につきましては、国の制度に基づいて行われるものであり、地方自治体はその人数を直接的に管理・調整できる性質のものではありません。本市は、国の制度のもとで適法に在住する外国人住民と日本人住民が、地域の一員として共に安心して暮らすことができる環境を整備する立場として、本プラン(案)を策定しております。今後は、外国人住民の増加傾向を踏まえ、相談体制の充実、分かりやすい情報提供、日本語教育、防災、生活ルールの周知・啓発などに取り組み、地域におけるトラブルの未然防止に努めてまいります。引き続き国の動向を注視しつつ、本プランに基づいた情報提供や相談対応を行い、市民の皆さまの不安の軽減と、安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。	無	-	-
7	P5、P15、P64	予算規模が示されておらず、多文化共生施策の費用や財源、税負担が不明。多文化共生施策に多額の税金が使われるのではないかと不安がある。(同様4件)	本プランは、「秩序ある共生社会の実現」を目指し、本市が取り組む施策の方向性や基本的な考え方を示す指針として策定するものであり、現時点において、個々の事業に係る財源や予算の確保をお約束するものではありません。財政面については、基本的には既存事業を活用し、国・県の補助制度等も活用しながら取り組むこととしています。	無	-	-
8	P7	多文化共生だけでなく、高齢者・障がい者等についても、地域で支え合える拠点づくりを進めてほしい。	ご提案のとおり、共生社会の実現にあたっては、多文化共生のみならず、高齢者福祉、障がい者施策、子育て支援など、様々な分野を横断的に捉えて取り組むことが重要であると認識しております。いただいたご意見を参考にしながら、今後も各分野の個別計画との整合を図りつつ、それぞれの施策を着実に推進し、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んでまいります。	無	-	-

※いただいたご意見は、ご本人を特定されないよう、その概要を公開しています。また、同じ趣旨のご意見に関しましては、まとめて表記しています。

No	関連箇所	意見の概要	本市の考え方	修正	修正前	修正後
9	P10	「やさしい日本語」での情報発信を推進していくと、日本の子どもの学力が落ちるのではないか。	本プランにおいて推進する「やさしい日本語」は、主に行政情報や防災、生活ルールなど、日常生活に必要な情報を外国人に分かりやすく伝えるための手法であり、学校教育における指導言語や学習内容を簡略化するものではありません。また、日本人の子どもに対する教育水準や学習指導要領に基づく教育内容を変更するものでもありません。学校教育の現場においては、引き続き、年齢や発達段階に応じた適切な日本語指導や学習指導が行われることが前提と考えています。「やさしい日本語」は、教育の質を下げるものではなく、誤解やトラブルを防ぐための補助的な手段として位置付けています。本市としましては、「やさしい日本語」を外国人に対して適切な場面で活用しつつ、日本語教育の充実や学力向上に向けた取組との両立を図り、外国人住民と日本人住民の双方が安心して生活できる環境づくりに努めてまいります。	無	-	-
10	P23、P25-26、P28、P31、P33	地域住民の不満や要望に対する具体的な対応がない。地域の現場の負担軽減策や責任の所在が不明確ではないか。誰がどの手順で是正するのか、苦情・近隣トラブルへの具体的な対応や責任主体が不明。事業者が協力しない場合も想定し、是正措置などの強制力を伴う仕組みを明確にしてほしい。(同様5件)	本プランは、「秩序ある共生社会の実現」を目指し、本市が取り組む施策の方向性や基本的な考え方を示す指針として策定するものであり、特定の行為を義務付けたり、強制力を伴ったりするものではありません。生活ルールにつきましては、外国人住民と地域住民の双方が安心して暮らすことができるよう、「見える化」を図るとともに、地域、企業、監理団体、登録支援機関等と連携しながら、分かりやすい周知・啓発に取り組んでまいります。また、外国人住民に対しては、外国人相談窓口による相談体制の充実や関係機関との連携強化を図り、日常生活における不安やトラブルを未然に防ぐための意識啓発に努めてまいります。	無	-	-
11	P24-25	日本人の不安度や負担感については、数値化する予定はあるか。または、どのように把握するのか。	日本人住民の不安や負担感について把握すべきとのご意見につきましては、地域における安心や秩序を維持するうえで重要な視点であると受け止めております。本プランは、「秩序ある共生社会の実現」を目指すための取組の方向性や基本的な考え方を示す指針として策定するものであり、市が外国人住民の受入や排除をすることを目的としたものではありません。このため、日本人住民の不安度や負担感を数値化することは現時点では想定しておりません。一方で、市民の皆さまが感じる不安や課題の声は、施策を進めるうえで重要な要素であると認識しており、今後も、相談窓口への声、地域や関係団体との意見交換、出前講座の実施等を通じて、実態の把握に努めてまいります。引き続き、市民の皆さまの声に耳を傾けながら、本プランに基づく取組が地域の安心や負担軽減につながるよう努めてまいります。	無	-	-

※いただいたご意見は、ご本人を特定されないよう、その概要を公開しています。また、同じ趣旨のご意見に関しましては、まとめて表記しています。

No	関連箇所	意見の概要	本市の考え方	修正	修正前	修正後
12	P24、P35、P53-54	外国人住民も今治には必要。日本人にやさしい施策は、外国人にもやさしい施策だと考える。外国人住民との交流が大切。偏見の少ない子ども世代からの理解促進を進めてほしい。	本プランでは、外国人住民を地域社会を共に支える一員として位置付け、地域における参画と協働の機会を広げていくことを重視しています。具体的には、地域活動への参加促進に加え、モデル地区における取組の実施、地域のキーパーソンの発掘・育成、交流イベント等を通じて、日常的な「顔の見える関係づくり」を進めてまいります。また、相互理解の促進や差別の解消に向け、啓発活動や研修等に取り組み、特定の立場や背景に対する偏見のない、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進してまいります。今後も、交流機会の創出や継続的な啓発を通じて、外国人住民と日本人住民の相互理解を一層深め、地域のつながりを大切にした共生社会の実現に取り組んでまいります。	無	-	-
13	P25	日本語が不十分なまま受入が進むと、生活トラブルが増えることが想定される。そのため、日本語教育は施策の一つとしてではなく、受入の前提条件として位置付けるべき。	日本語能力が十分でないまま生活を始めた場合、意思疎通の行き違いから不安やトラブルにつながるおそれがあるとのこと指摘につきましては、本市としても重要な課題であると認識しております。一方で、在留資格の付与や受入要件につきましては国の制度に基づいて行われるものであり、地方自治体が日本語能力を受入れの前提条件として定めることはできない仕組みとなっております。本プランでは、こうした制度的な前提を踏まえつつ、地域での生活を円滑にするための支援や環境整備を市の役割として位置付けております。今後も、日本語教育の充実を重要な柱の一つとして位置付けつつ、関係機関と連携しながら、生活トラブルの未然防止と、外国人住民と日本人住民の双方が安心して暮らせる地域環境の整備に努めてまいります。	無	-	-
14	P25、P44、P47	安価な労働力確保のための外国人労働者よりも、日本人若者の雇用や賃金改善を優先すべきではないか。(同様5件)	本市では、若者の定住促進を重要な課題として認識しております。一方で、現状においては人口減少による人手不足が深刻な産業分野があり、外国人が地域経済を支えている側面もございます。産業分野においては、外国人を受け入れる企業等が関係法令を遵守し、人権尊重の視点を持って、適切な雇用・就労環境の整備に取り組むことを重視しております。また、生活オリエンテーションの実施や日本語学習機会の提供など、外国人住民が地域社会に円滑に適応できるよう支援する取組を位置付けております。あわせて、若年層の雇用促進についても、関係機関と連携し、就労におけるミスマッチの解消や、将来を見据えたキャリア形成支援を通じて、地域産業や社会の持続性の確保につながる取組を進めてまいります。今後は、本プランに基づき、受入企業等への周知や連携を一層進めるとともに、地域全体の理解を深めながら、持続可能な地域づくりに向けた取組を推進してまいります。	無	-	-

※いただいたご意見は、ご本人を特定されないよう、その概要を公開しています。また、同じ趣旨のご意見に関しましては、まとめて表記しています。

No	関連箇所	意見の概要	本市の考え方	修正	修正前	修正後
15	P23-25	企業任せの外国人受入には限界があり、地域に負担が集中している。地域の負担軽減策がない。	ご指摘のとおり、外国人住民の生活全般について、受入企業がすべての責任を負うことには限界があり、ごみ出しのルールや地域活動への参加などをめぐって、地域住民に負担が生じている場合もあります。本プランは、言葉や文化の違いから生じる地域住民と外国人住民とのトラブルを未然に防ぎ、地域における円滑な共生を図ることを目的とするものです。	無	-	-
16	P29、P37-38	学校現場の負担や学級崩壊、宗教・食文化・土葬等の文化的摩擦への懸念がある。特に、母語保持やインターナショナルスクール支援は、日本語習得を妨げ、日本社会への適応を阻害するのではないか。日本で生活する以上、日本語を優先すべき。(同様4件)	本プランは、日本の法令や地域ルールを前提としつつ、違いを認め合い、地域の秩序と安心を守りながら共に暮らすことのできる環境づくりを目的としています。母語保持については、その人のアイデンティティ形成に深く関わるものであり、子どもが家庭で用いてきた言語や文化的背景を尊重することが、心身の安定や健やかな成長につながるという考え方にに基づき、位置付けております。子どもの母語を否定することは、結果として子ども自身の存在や経験を否定することにつながりかねないとの認識によるものです。なお、これは日本語教育を軽視したり、阻害したりすることを目的とするものではありません。家庭において母語を通じて身に付けた知識や考える力、学習習慣等は、日本語の学びを支える基盤となるものと考えております。いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただき、教育現場や関係機関と連携しながら、日本語指導体制の充実や、子ども一人ひとりの状況に応じた適切な支援の在り方について、引き続き検討してまいります。 いただいたご意見を参考とさせていただき、P38(1-5-6母語による子育ての権利の尊重とインターナショナルスクールの設置支援)に、母語保持の説明を追記しました。	有	1-5-6 母語による子育ての権利の尊重とインターナショナルスクールの設置支援 誰もが_____母語で 子育てができる権利を有することを尊重し、外国ルーツの子どもの母語保持を応援します。 インターナショナルスクールの設置に向けた動きを支援します。	1-5-6 母語による子育ての権利の尊重とインターナショナルスクールの設置支援 誰もが家庭内で母語による子育てができる権利を有することを尊重し、外国ルーツの子どもの母語保持を応援します。 インターナショナルスクールの設置に向けた動きを支援します。
17	P19-22、P33、P36、P55	日本語学習や通訳に税金を使うことへの疑問があるが、一方で、言語の壁はトラブルの要因でもある。受入企業が責任をもって日本語教育や生活オリエンテーション等を徹底してほしい。翻訳アプリ等を活用してコミュニケーションを確保してほしい。(同様1件)	本プランは、「秩序ある共生社会の実現」を目指し、本市が取り組む施策の方向性や基本的な考え方を示す指針として策定するものであり、特定の行為を義務付けたり、強制力を伴ったりするものではありません。生活ルールにつきましては、外国人住民と地域住民の双方が安心して暮らすことができるよう、内容の「見える化」を図るとともに、地域、企業、監理団体、登録支援機関等と連携し、分かりやすい周知・啓発に取り組んでまいります。また、外国人住民に対しては、外国人相談窓口による相談体制の充実や関係機関との連携強化を進め、日常生活における不安やトラブルを未然に防ぐための意識啓発に努めてまいります。	無	-	-

※いただいたご意見は、ご本人を特定されないよう、その概要を公開しています。また、同じ趣旨のご意見に関しましては、まとめて表記しています。

No	関連箇所	意見の概要	本市の考え方	修正	修正前	修正後
18	P28、P31-34	外国人向け相談窓口はあるが、日本人住民が外国人とのトラブルを相談できる窓口が分かりにくい。	これまでと同様に、内容に応じて、国・県・市・警察などの関係機関が設置する適切な相談窓口へご相談いただきますようお願いいたします。	無	-	-
19	P35、P52-53、P55	キーパーソンの発掘は、外国人住民と地域をつなぐ架け橋的な存在として重要。しかし、言葉の壁があるため、外国人住民に伝わるコミュニケーション手段の普及が、準備段階から必要。公民館やオンラインの活用など誰でも自由に学べる機会があると参加しやすい。	キーパーソンが外国人住民と地域をつなぐ重要な役割を担うとのご意見につきましては、本市としても同様に認識しております。その基盤づくりとして、本プランでは、多言語化の推進に加え、「やさしい日本語」や翻訳アプリ等のICTを活用したコミュニケーション手段の普及を重視しております。いただいたご意見を今後の取組の参考としながら、キーパーソンに限らず、誰もが参加しやすく、学びや交流の機会を得られる環境づくりを進め、地域における円滑なつながりの形成に取り組んでまいります。いただいたご意見を参考とさせていただき、P52(4-1-1地域日本語教室の充実)に、オンライン実施について追記しました。また、P53(4-2-2地域活動への外国人住民の参加促進)に公民館等での、だれもが参加しやすい学びの機会の創出について追記しました。	有	4-1-1 地域日本語教室の充実 生活・・・目指します。 また、島しょ部での実施体制が構築できないか、 研究し実施します。  4-2-2 地域活動への外国人住民の参加促進 地域の実情に応じて、外国人住民が地域活動(自治会・ボランティア活動・消防団等)へ参加できるよう支援します。  _____	4-1-1 地域日本語教室の充実 生活に・・・目指します。 また、島しょ部での実施体制が構築できないか、 <u>オンラインでの実施も含めて</u> 研究し実施します。  4-2-2 地域活動への外国人住民の参加促進 地域の実情に応じて、外国人住民が地域活動(自治会・ボランティア活動・消防団等)へ参加できるよう支援します。 <u>また、公民館等での日本語教室や「やさしい日本語」教室、語学教室の実施など、だれもが参加しやすい学びの機会の創出を支援します。</u>
20	P39、P40、P43	外国人の税・保険料未納の増加や回収困難が心配。未納防止策を強化してほしい。(同様2件)	本プランは、国における保険料や税の未納防止等に向けた適正化の取組を前提としつつ、生活・地域レベルにおいて、制度内容の周知や未加入・未納を防ぐための啓発を進めるものです。特に、帰国後の納税義務や社会保険料の還付制度等については、十分な周知が行き届いていないことが課題であると認識しております。今後は、関係機関や受入企業等と連携しながら、外国人住民にとって分かりやすい情報提供の充実に努めてまいります。事業の実施にあたっては、ICTの活用等により業務の効率化や負担軽減を図りつつ、効果的な取組を進めてまいります。引き続き、制度周知と関係機関との連携を通じて、制度の適正な運用とトラブルの未然防止に努め、市民の皆さまの理解と安心につながる取組を推進してまいります。いただいたご意見を参考とさせていただき、P40(2-2身近なルールなどの周知と啓発)、P43(2-2-2生活支援アプリなどを用いたプッシュ型の情報発信)に、税等の未納が発生しないように啓発を行う旨の文言を追記しました。	有	2-2 身近なルールなどの周知と啓発 .....  2-2-2 生活支援アプリなどを用いたプッシュ型の情報発信 外国人住民を対象にプッシュ型で、生活や身近なルールの周知と啓発を行います。本市のゴミ出しのルールについては、アプリ上でさんあ〜ると連携させ、精度の高い発信を行います。  _____	2-2 身近なルールなどの周知と啓発 ..... <u>また、帰国時に税や社会保障料の未納が発生しない様、周知・啓発を行います。</u>  2-2-2 生活支援アプリなどを用いたプッシュ型の情報発信 外国人住民を対象にプッシュ型で、生活や身近なルールの周知と啓発を行います。本市のゴミ出しのルールについては、アプリ上でさんあ〜ると連携させ、精度の高い発信を行います。 <u>また、帰国時に税や社会保障料の未納等が発生しない様、周知・啓発を行います。</u>

※いただいたご意見は、ご本人を特定されないよう、その概要を公開しています。また、同じ趣旨のご意見に関しましては、まとめて表記しています。

No	関連箇所	意見の概要	本市の考え方	修正	修正前	修正後
21	P39、P41-43	治安悪化や犯罪、交通事故等への不安がある。外国人住民にも同じルールを徹底し、違反への厳格対応や防犯・交通安全対策を強化してほしい。犯罪を犯した場合は自国に強制送還を。(同様3件)	本プランは、「秩序ある共生社会の実現」を目指し、本市が取り組む施策の方向性や基本的な考え方を示す指針として策定するものであり、特定の行為を義務付けたり、強制力を伴うものではありません。外国人住民と日本人住民の双方が安全・安心に暮らすことのできる地域社会の構築を目的として、防災、交通安全、防犯に関する情報提供や学習機会の提供、意識啓発などに取り組んでいくものです。今後も、日常生活における身近な生活ルールについて、分かりやすい情報提供と周知・啓発を継続的に行うことで、相互理解の促進を図り、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。	無	-	-
22	P50、P54、P63	すべての人の人権を尊重し、相互理解を深め、多文化共生のまちづくりに向けた機運の醸成を図る、とあるが、まずは日本人のよりよい生活が大事ではないのか。日本人への配慮がない。(同様1件)	本プランにおける多文化共生の取組は、日本人住民の生活の質を損なったり、後回しにしたりするものではありません。むしろ、外国人住民の増加という現状を踏まえ、生活ルールの周知や円滑なコミュニケーション、相互理解を進めることにより、地域における不安やトラブルを未然に防ぎ、日本人住民を含む地域全体の安心で安定した暮らしを守ることを目的としています。人権の尊重や相互理解は、特定の人だけを守るためのものではなく、地域に暮らすすべての人が不当な不安や対立を抱えることなく生活するための基盤となる考え方です。多文化共生の取組を進めることは、日本人住民がこれまで築いてきた地域の秩序や安心を維持・向上させることにもつながるものと考えております。本市といたしましては、日本人住民の暮らしの安心と向上を大切にしながら、その前提として、外国人住民を含めた地域全体のルール遵守や相互理解を促進し、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組んでまいります。 いただいたご意見を参考とさせていただき、P54(4-3-3共に生きる社会の実現に向けた取組)について、外国人の記載を削除し、文言を「共に生きる社会の実現に向けた取組」に修正しました。	有	4-3-3 外国人差別の解消に向けた取組 人権啓発に関する広報物の作成や研修会等の機会を通じて、外国人に対する偏見や差別意識の解消に取り組みます。 併せて、外国人住民に関する人権相談の実施及び周知に努めます。	4-3-3 共に生きる社会の実現に向けた取組 すべての人が一人ひとりの多様性を尊重し、互いにその人らしさを認め合い、安心して暮らすことができる社会の実現に取り組みます。

※いただいたご意見は、ご本人を特定されないよう、その概要を公開しています。また、同じ趣旨のご意見に関しましては、まとめて表記しています。

No	関連箇所	意見の概要	本市の考え方	修正	修正前	修正後
23	P63	「監理団体・支援機関・企業・地域コミュニティ等と連携」とあるが、県外の支援機関等を経由している特定技能外国人に対して、誰がどのように周知啓発を行うのかという具体案を示してほしい。	本プランは、「秩序ある共生社会の実現」を目指し、本市が取り組む施策の方向性や基本的な考え方を示す指針として策定するものであり、特定の行為を義務付けたり、強制力を伴うものではありません。なお、本件につきましては、令和7年4月から、特定技能制度に関する「協力確認書」を所属企業が市区町村に提出することが、出入国在留管理庁により定められております。本市においては、当該協力確認書の提出情報に基づき、関係企業に対して必要な周知を行ってまいります。この取扱いは、本プランの策定の有無にかかわらず制度上定められているものであることから、本プランへの記載は予定しておりません。	無	-	-